

令和2年度原子力施設等防災対策等委託費
(東京電力福島第一原子力発電所の放射性廃棄物の特性評価に関する検討) 事業
に係る入札可能性調査実施要領

令和2年1月6日
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

原子力規制庁では、令和2年度原子力施設等防災対策等委託費(東京電力福島第一原子力発電所の放射性廃棄物の特性評価に関する検討)事業の受託者選定に当たって、一般競争入札(価格、技術力等を考慮する総合評価方式)に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札(価格、技術力等を考慮する総合評価方式)を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

1. 1 目的

本事業では、長半減期で放射線計測での分析が難しいウラン及びネプツニウム分析技術について、実際のコンクリート等廃棄物を想定した模擬試料の分析に際して行う試料の前処理(溶解、化学分離、精製等)において、平成31年度(令和元年度)までに得られた技術的知見を踏まえ、試料の前処理条件の違いが測定における不確かさ等に及ぼす影響について検討することを目的とする。

1. 2 事業の具体的実施内容

1. 2. 1 ウラン及びネプツニウムの蛍光 X 線分析に関する試験研究の実施

平成31年度(令和元年度)までの研究成果を踏まえた上で、放射性廃棄物に含まれるウラン及びネプツニウム濃度を分析する方法として、実際のコンクリート等廃棄物を想定した模擬試料を用いて、全反射蛍光 X 線分析法、蛍光 X 線分析法等により測定するための、前処理方法について検討する。その際、測定方法によって異なる前処理時間、回収率、測定における不確かさ、分析全体における簡便性等について比較検討する。また、文部科学省の放射能測定法シリーズ 14 ウラン分析法及び文部科学省の放射能測定法シリーズ 34 環境試料中ネプツニウム 237 迅速分析法に示される分析方法と比較し整理する。

1. 3 研究報告書の作成及び納入

令和2年度に実施した成果をまとめた報告書を作成する。印刷物2部及び電子媒体（CD-ROM等）10式を納入すること。電子媒体は、ウイルスチェックした証明書を添付すること。なお、その他の提出図書一覧及び提出時期については、契約締結後の契約書に従って実施すること。

1. 4 事業の進捗管理

1. 2の事業内容については、事業実施に漏れがないよう実施計画書を策定し、契約後速やかに原子力規制庁に提出するとともに、以降、事業の進捗状況を適宜報告（1. 6委員会とは別途実施）し、事業を遂行する。さらに、事業の成果公表については、適宜、国内外の学会等にて行うこととするが、公表先、その内容等については、原子力規制庁と協議を行うこととする。

なお、事業の進捗状況の確認については、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、以下の項目について必要に応じて実施する。

- ・試験作業に関連する技術情報データ、試験体等の設計、試験手順及び方法について、必要に応じ、その内容を確認する。
- ・試験体及び試験装置（計測器等を含む。）が設計どおりに購入・製作されていることを確認するため、必要に応じ、検査（員数確認、外観検査、寸法検査、材料検査等）等の立会を実施する。
- ・試験条件のとおり、試験が実施され、かつ計測項目に対応した複数のデータが同時にきちんと採取されていることを確認するため、必要に応じ、試験実施期間中の適切な時期に立会を実施する。

1. 5 貸与物品

本委託事業については、平成29年度から平成31年度（令和元年度）までの研究成果（事業報告書）及び以下の装置（表1及び表2を参照）を貸与することができる。

※貸与物品については、本業務の目的以外には使用せず、本業務終了後に受託者の責任において返却すること。

※試験装置の設置場所については、これまで研究を受託し、実施してきた以下の研究機関に主に設置済みである。なお、これらの装置は現在、原子力規制庁から以下の研究機関に無償貸付中である。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号

※表中の保管場所より、試験のため、試験装置を移転する場合は、その掛かる費用については受託者が全て負担すること。また、移転に係る上記研究機関との折衝についても、全て受託者が責任を持って実施すること。

表1 これまで実施した試験研究にておいて整備した試験装置（必要に応じて無償貸付する。）

財産名	規格	保管場所
卓上型全反射蛍光 X 線分析装置	リガク製 NANOHUNTER II	国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構
卓上型全反射蛍光 X 線分析装置 用作業台	作業台、ステンレスシェルフ	同上
溶液滴下試料観測システム	ジャスコインターナショナル製 Falcon	同上
マニホールド	3M Empore マニホールド 3 連式 47mm ガラスウェアセット	同上
可搬型全反射蛍光 X 線分析装置	OURSTEX 200FA-S	同上
濃縮装置	バイオクロマト CEK1A-P80-SU	同上
全自動超低湿庫	東洋リビング SD-151-01	同上
電子天びん	ザルトリウス MSA324S100DU	同上
卓上 pH・水質分析計	堀場 30003130	同上

表2 平成31年度（令和元年度）において実施している試験研究において整備する予定の試験装置（必要に応じて無償貸付する。）

財産名	規格	保管場所
電位差自動滴定装置及び多検体 チェンジャ	京都電子工業製 AT-710S 及び CHA-600 又はその同等品	国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構
吸引式ボルテックス洗浄器	バイオクロマト製 RBV-1300AR	同上
ミキサーミル	レッチェミキサーミル MM400 及びコ ニカルチューブ 50 mL 4 本用アダプタ (相当品)	同上
電磁式実験用微粒粉碎機	フリッチュジャパン製電磁式実験用微 量粉碎機 P-0 (メノウボール、乳鉢、ふ るいを付属する)	同上
粉末成形用プレス機	ラボネクスト手動 200 kN ラボプレス (LP-200) 及び φ 200 mm ラボダイス (LD-2525)	同上

1. 6 委員会の設置及び運営

研究計画、試験方法及び取得したデータの透明性及び客観性を高めるために、外部有識者から構成される委員会を設置・運営し、有識者からの意見を参考とするとともに技術的側面からのレビューを受ける。なお、検討会の構成は、各委員の氏名、専門、選定理由を一覧にした表を事前に原子力規制庁担当官に提出して、了解を得ること。また、検討会は3回程度の開催を目途とすること。

1. 7 実施に当たっての安全確保

業務の実施に当たっては、安全確保に関する法令及び原子力規制委員会の定めた諸規則（原子力規制委員会の特別の指示を含む。）を遵守し、受託者の責任において安全確保を維持する。

1. 8 著作物等の公表

- (1) 委託業務の成果に係る知的財産権を原子力規制委員会が受託者から譲り受けない場合、受託者は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物並びに委託業務の内容（以下「著作物等」という。）を公表しようとするときは、原則、公表30日前までに様式第1の「著作物等公表届」を提出する。
- (2) 委託業務の成果に係る知的財産権を原子力規制委員会が受託者から譲り受ける場合、受託者は次の項目に同意したものとする。
 - ① 原子力規制委員会の許可を得ないで著作物等を公表しないこと。
 - ② 納入物に関して著作者人格権を行使しないこと。また、納入物の一部の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な処置をとること。
- (3) 上記（1）及び（2）については、委託業務を完了した後であっても、なおその効力を有するものとする。

1. 9 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情

報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に従って適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

1. 10 守秘義務

受託者は、本委託業務において実施した文献調査等で知り得た非公開の情報をいかなる者にも漏えいしてはならない。受託者は、本委託業務に係る情報を他の情報と明確に区別して、善良なる管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

1. 11 事業期間

契約日から令和3年3月31日まで

2. 登録内容

- ①事業者名
- ②連絡先(住所、TEL、FAX、E-mail 及び担当者名)

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送又は E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

核燃料廃棄物研究部門

高橋宏明 宛て

【TEL】03-5114-2225

【FAX】03-5114-2235

【E-mail】hiroaki_takahashi@nsr.go.jp

(別添)

仕様書様式第1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官

×××× 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

著作物等公表届

著作物等を下記のとおり公表いたしますので、届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号 番号	
契約件名			

2. 公表の時期

公表日を可能な範囲で特定し、記載する。

3. 公表の方法

著作物等を掲載する媒体や、公表する会議名等を記載する。

4. 公表する著作物等の概要

著作物等の内容を簡潔に記載した上で、公表する著作物等を添付すること。

5. 公表の理由

公表の目的等を記載する。

以上

・文中の は数字、×は文字を示す。

・当該書面は記載の一例なので、案件に応じて修正、追加等を行うこと。

(登録例)

令和〇〇年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

令和2年度原子力施設等防災対策等委託費
(東京電力福島第一原子力発電所の放射性廃棄物の特性評価に関する検討) 事業について

令和〇〇年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録いたします。

登録内容

① 事業者名 〇〇

② 連絡先

住所 〇〇

電話 〇〇

FAX 〇〇

Mail 〇〇

担当者名 〇〇